

味鋤東地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 北区東味鋤二丁目

【最初の認可】 令和元年12月15日 【最近の認可年月日】 令和2年4月10日 【認可番号】 2指令住建指第5号

【有効期間】 令和2年4月10日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種住居地域

【制限の概要】

- 1 建築物の用途は、住宅、共同住宅、寄宿舍若しくは寮又は店舗を原則とする。
- 2 建築物の高さは敷地の前面道路より13m以下とする。
- 3 共同住宅、寄宿舍又は寮においては、住戸数又は住室数の70%以上の駐車場を同一敷地内に確保し、貸駐車場を含め100%以上を確保する。
- 4 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
- 5 4階以上の建築物においては、敷地境界線より外壁面までの距離を1m以上とする。
- 6 敷地内空地の緑化に努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区